

2016年6月11日

たかつかさ保育園保護者会

会長 ■■ ■■ 様

日本共産党京都府委員会

委員長 渡辺 和俊

保育政策等に関する公開質問状について〈回答〉

貴保護者会の日頃のご活躍に心からの敬意を表します。さて、過日寄せられました公開質問状の質問項目について、簡略ではありますが下記の通りお答え致します。

記

1, 安倍内閣の「ニッポン1億総活躍プラン」の保育士賃金引き上げ額は十分か否か。保育士の処遇改善として、現状からどの程度の賃上げが必要か。

「1億総活躍プラン」によれば、ベテラン保育士が月4万円、そうでない保育士は6000円程度の引き上げです。これでは十分ではありません。

保育士の賃金引き上げについては、ベテランかどうかにかかわらず、事業者に助成金を支給し、1人当たり緊急に5万円引き上げ、その後も全産業平均〈月33万円〉との格差をなくすために毎年1万円ずつ引き上げて、5年で10万円の引き上げを実現します。

このため、今年3月、日本共産党、民主党、維新の党、生活の党、社民党の野党5党で、保育士の給与を月額5万円引き上げる保育士処遇改善法案を衆院に共同提出しました。民間の認可保育所や幼稚園、児童養護施設や放課後児童クラブ（学童保育）の職員は約46万人ですから、必要な財源は2800億円程度です。これは、行き過ぎた大企業優遇税制の是正や超富裕層への課税強化、5兆円を超える軍事予算の一部を削ればまかなえます。

2, 児童福祉法24条1項に定めるとおり国と地方自治体が責任を果たし、公立保育所や認可保育所設置を推進すべきだが、どうか。

日本共産党は、緊急の目標として、30万人分、約3000カ所の認可保育所を数年程度をメドに建設することを求めています。1970年代には10年間で8000カ所の認可保育所をつくった経験もあり、その気になればやれる課題です。

その際、基本になる理念が児童福祉法です。保育所が減っている大きな原因は、国が保育の負担金を「一般財源化」の名でなくしてしまったことにあります。そのため、この10年で公立保育所が約2500ヵ所も減少しました。待機児童問題の背景はここにあります。地方自治体が、公立保育所や認可保育所設置を進められるように、国の責任を果たすことを求めます。

また、安倍内閣は、新たに増やす10万人分の保育施設のうち5万人分を、市町村が関与しない無認可施設である「企業主導型保育」で確保する方針で、これには大きな問題があります。企業主導型保育については、責任の所在が設置する企業にあるのか、委託された運営側にあるのか明確でなく、施設基準も、5歳児までを預かることを前提としながら、0～2歳までを預かる小規模保育施設に適用される基準です。さらに、企業主導型保育で行う「24時間サービス」や「一時預かり」は、「子どもの健やかな成長」よりも、保護者の「柔軟で多様な働き方」を強いるための道具として使われる可能性を否定できません。

待機児童の解消と児童福祉法をめざす保育を実現するためには、公立保育所や認可保育所を増設するしかありません。

### 3、高浜原発を含む原発の再稼働について、推進か阻止か、どちらか。その理由は。

大津地裁は、すでに再稼働していた高浜原発を停止させる画期的な仮処分決定を行いました。高浜原発に限らず原発の再稼働は行ってはなりません。むしろ、ただちに原発ゼロ・廃炉処理に向かう政治決断をすべきです。

熊本県、大分県で発生した地震は、改めて、日本のどこでも大きな地震が起こりうることを示しました。また、地震が発生した時には、事前の避難計画が機能しなくなることも示しました。福島第一原発事故から5年を経過したのに、いまだに事態が収束しないばかりか、事故を起こした原子炉内の様子も分からず、事故の原因も特定できません。

子どもたちと日本の未来を考えると、いま「原発ゼロ」に踏み出すことこそ、新しい再生可能エネルギーの開発、普及を大きくおしすすめる力になります。「原発ゼロ」と再生可能エネルギーの促進をはかることで、再生可能エネルギーの比率を高め、2030年までに電力需要の40%を再生可能エネルギーでまかなうことをめざします。これは、ドイツなどの例を見ても、また、再生可能エネルギーの潜在的な能力を見ても、十分に可能です。

### 4、安保関連法に対する考え、及び、憲法改正の必要性・是非について

安保関連法は、憲法9条を破壊し、日本を「海外で戦争する国」につくり変える戦後最悪の違憲立法であり、絶対に許せません。自衛隊創設以来、一人の外国人も殺さず、

一人の戦死者も出していない日本。いま平和の歩みを断ち切るわけにはいきません。安保法制を廃止し、集団的自衛権の行使を容認した「閣議決定」を撤回して立憲主義を回復すべきです。

また、日本共産党は、日本国憲法の前文を含む憲法のすべての条項を守ります。とくに、憲法の5つの進歩的原則（国民主権と国家主権、恒久平和主義、基本的人権、議会制民主主義、地方自治）については、将来にわたってこれを守り、その全面実施をもとめ、現実の政治に活かすようにがんばります。

こうした立場から、憲法第9条2項の改悪や緊急事態条項の制定など、現憲法を「改正」しようとするいかなる行動にも反対します。

以上